

麻生区役所柿生分庁舎機能再編検討会議設置要綱

(趣旨)

第1条 麻生区役所柿生分庁舎を行政の事業展開の場として、更なる活用に向けた検討を行うため、麻生区役所柿生分庁舎機能再編検討会議(以下「検討会議」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 検討会議は、委員長及び委員をもって組織し、別表に掲げる者をもって充てる。

2 検討会議は委員長が招集し、その会議の座長となる。

3 委員長は必要に応じ、関係職員の出席を求めることができる。

(所掌事項)

第3条 検討会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

(1) 麻生区役所柿生分庁舎の行政目的の利用拡大に関すること。

(2) 前号に係る設備改修及び予算調整に関すること。

(3) その他委員長が特に必要と認める事項。

(報告)

第4条 検討結果については、川崎市區における総合行政の推進に関する規則(平成18年川崎市規則第29号)第5条の規定により設置された、麻生区役所企画調整会議に報告するものとする。

(庶務)

第5条 検討会議の庶務及び関係部署との調整は、麻生区役所まちづくり推進部総務課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が検討会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

委員長	麻生区役所副区長
委員	麻生区役所危機管理担当課長 麻生区役所まちづくり推進部総務課長 麻生区役所まちづくり推進部企画課長 麻生区役所まちづくり推進部地域振興課長 麻生区役所まちづくり推進部生涯学習支援課長 麻生区役所区民サービス部区民課長 麻生区役所保健福祉センター地域保健福祉課長 麻生区役所保健福祉センター児童家庭課長 麻生区役所保健福祉センター高齢・障害課長 麻生区役所こども支援室担当課長[企画調整] 麻生区役所こども支援室担当課長[運営管理]